

令和 7 年

第 4 回 広陵町議会定例会議案

令和 7 年 1 2 月 8 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 2 3 号 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 2 4 号 町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について [7 頁]
- 議案第 7 1 号 広陵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について [1 3 頁]
- 議案第 7 2 号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて [2 9 頁]
- 議案第 7 3 号 広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正することについて [3 3 頁]
- 議案第 7 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて [3 9 頁]
- 議案第 7 5 号 広陵町税条例の一部を改正することについて [4 3 頁]
- 議案第 7 6 号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて [5 1 頁]
- 議案第 7 7 号 令和 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 9 号） [5 5 頁]
- 議案第 7 8 号 令和 7 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） [7 5 頁]
- 議案第 7 9 号 赤部 2 6 号線横断歩道橋上部工整備工事に係る請負契約の変更について [8 9 頁]
- 議案第 8 0 号 町道の路線認定及び変更について [9 1 頁]

議案第 8 1 号 指定管理者の指定について

[1 0 9 頁]

報 告 第 2 3 号

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和7年12月8日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年9月30日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

報 告 第 2 4 号

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月8日報告

広陵町長 吉 村 裕 之

専 決 処 分 書

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月23日専決

広陵町長 吉 村 裕 之

町道の管理の瑕疵に基づく損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

1 損害賠償の相手方

奈良県香芝市下田西2丁目7番61号

医療法人 誠安会

理事長 安川 義孝

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和7年5月13日 午前10時00分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町馬見北5丁目13番11号西側の町道（自転車・歩行者専用道路「かつらぎの道線」）

(3) 事故の状況

町道「かつらぎの道線」上の街路樹の枝が、相手方所有の施設である介護老人保健施設「ぬくもり広陵」の敷地内まで伸びており、うち2階居室の窓に向かって伸びていた枝が当該窓の網戸を損傷させたもの

(4) 事故後の対応状況

当該施設に隣接する街路樹について、敷地内まで伸びた全ての枝を剪定済みである。

3 損害賠償額

38,500円

本件による相手方の損害額は38,500円で、本町10割の過失割合として、38,500円を本町の負担とする。

4 和解年月日

令和7年10月23日

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により補償される。

議 案 第 7 1 号

広陵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

広陵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 法第6条の3第23項の乳児又は幼児をいう。
- (2) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限って、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 2 2 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等

		<p>が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1箇所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月奈良県条例第39号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号）

(3) 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月奈良県条例第25号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（暴力団の排除）

第28条 町及び乳児等通園支援事業者は、広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業所が行う事業から暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）を排除するための必要な措置を講ずるものとする。

2 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、暴力団、暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者であってはならない。

（電磁的記録）

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

- 2 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 2 6 年 1 2 月広陵町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「広陵町立保育所」を「町が設置する特定教育・保育施設」に改める。

第 6 条中「は、」の次に「町が設置する特定教育・保育施設において実施する」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(乳児等通園支援利用料)

第 7 条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において実施する児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業を利用する保護者から、町長が規則で定める乳児等通園支援利用料を徴収する。

(広陵町子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 3 広陵町子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年 9 月広陵町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

議 案 第 7 2 号

広陵町行政組織条例の一部を改正することについて

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町行政組織条例の一部を改正する条例

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部の」を削り、同条中「次の」次に「公室及び」を加え、同条の表中「企画総務部」を「町長公室
総務部」に改める。

第2条の見出し中「部の」を削り、同条中「部の」の前に「公室及び」を加え、同条企画総務部の項の前に次の1項を加える。

町長公室

- (1) 秘書、儀式、交際及び渉外に関する事。
- (2) 広報及び広聴に関する事。
- (3) 情報化に関する事。
- (4) 町行政の総合政策及び総合調整に関する事。
- (5) 特命事項の調整及び推進に関する事。

第2条企画総務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事。
- (2) 議会及び町行政一般に関する事。
- (3) 例規その他の文書に関する事。
- (4) 予算その他の財務に関する事。
- (5) 町有財産に関する事。
- (6) 入札及び検査に関する事。
- (7) 町税の賦課及び徴収に関する事。
- (8) 危機管理及び防災に関する事。
- (9) 地域安全に関する事。

第2条住民環境部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条都市整備部の項に次の1号を加える。

- (8) 公共施設マネジメントに関する事。

第3条を次のように改める。

(その他)

第3条 第1条に掲げる公室及び部の内部組織その他町長の権限に属する事務の分掌に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(広陵町指定管理者選定委員会条例の一部改正)

2 広陵町指定管理者選定委員会条例（平成28年12月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 指定管理者制度担当部長

(3) 財政担当部長

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表7級の項及びイの表7級の項中「理事」の次に「、公室長」を加える。

議 案 第 7 3 号

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月広陵町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月広陵町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「、」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「及び町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中14の項及び15の項を削り、16の項を14の項とし、同表17の項中「ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与事業」を「緊急通報システム事業」に改め、同項を同表15の項とし、同表中18の項を削り、19の項を16の項とし、20の項を17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
19 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって町長が指定するもの

別表第 1 の 2 1 の項中「要保護準要保護児童生徒援助費及び特殊教育に係る就学援助費」を「要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費」に改め、同項を同表 2 0 の項とし、同表に次のように加える。

2 1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて町長が指定するもの
-----------	--

別表第 2 の 1 の項中「及び」を「、」に改め、「徴収に関する情報をいう。以下同じ。）」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表 2 の項から 5 の項までの規定中「及び」を「、」に改め、「医療保険給付関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表 6 の項、 9 の項及び 1 0 の項中「地方税関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表 1 3 の項中「及び」を「、」に改め、「介護保険給付等関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表 1 4 の項及び 1 5 の項を削り、同表 1 6 の項を同表 1 4 の項とし、同表 1 7 の項中「ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与事業」を「緊急通報システム事業」に改め、同項を同表 1 5 の項とし、同表 1 8 の項を削り、同表 1 9 の項中「地方税関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 1 6 の項とし、同表 2 0 の項中「地方税関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同項を同表 1 7 の項とし、同表に次のように加える。

1 8 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
1 9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて町長が指定するもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び介護保険給付等関係情報であつて町長が指定するもの

別表第3の1の項中「要保護準要保護児童生徒援助費及び特殊教育に係る就学援助費」を「要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費」に改め、「地方税関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって町長が指定するもの	町長	住登外者宛名情報であって町長が指定するもの
---------	--	----	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 7 4 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正することについて

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広
陵町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月広陵町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年」を「当該年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第16条第2項中「1暦年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員及び施行日においてこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第1項第3号に該当する職員の令和8年度における年次有給休暇の日数は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有するこの条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条に規定する年次有給休暇の残日数に5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で町長が定める日数）を加えた日数とする。
- 3 新条例第12条第2項の規定は、令和8年度から令和9年度への年次有給休暇の繰越しから適用する。
- 4 施行日前から引き続き在職する職員の令和8年度における組合休暇の日数は、新条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有する旧条例第16条に規定する組合休暇の残日数に8日を加えた日数とする。

議 案 第 7 5 号

広陵町税条例の一部を改正することについて

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶

養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。

ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 1 8 条及び第 1 8 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の広陵町税条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支

払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の広陵町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、広陵町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 広陵町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議 案 第 7 6 号

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の
一部を改正することについて

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年1
2月広陵町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年12月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、不燃ごみ及びその他プラスチックごみ」を「及び不燃ごみ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第77号

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ542,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,685,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉村裕之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
15 県支出金	2 県補助金
18 繰入金	1 基金繰入金
20 町債	1 町債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,272,717	261,356	3,534,073
1,806,913	261,356	2,068,269
1,540,420	13,877	1,554,297
848,267	13,877	862,144
640,467	61,934	702,401
633,675	61,934	695,609
780,900	205,100	986,000
780,900	205,100	986,000
17,142,861	542,267	17,685,128

歳 出

款	項
2 総務費	
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 土木費	
	2 道路橋りょう費
8 教育費	
	5 社会教育費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,405,108	3,289	3,408,397
134,924	3,289	138,213
6,460,839	122,328	6,583,167
3,227,622	715	3,228,337
3,233,217	121,613	3,354,830
1,497,343	8,481	1,488,862
594,891	8,481	586,410
1,573,805	400,000	1,973,805
915,550	400,000	1,315,550
1,969,742	25,131	1,994,873
394,620	25,131	419,751
17,142,861	542,267	17,685,128

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業	金額
6 土木費	2 道路橋りょう費	町道整備事業（町単）	69,000
		社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾正相線整備 ・通学路対策事業 ・大場線整備事業 ・橋りょう長寿命化修繕 ・交通安全施設等（百済赤部線）整備 ・交通安全施設等（南22号線ほか）整備 ・交通安全施設等（南郷8号線）整備	604,000
	3 河川費	平成緊急内水対策事業	90,300
	4 都市計画費	都市公園整備事業	4,200
7 消防費	2 非常備消防費	消防車両購入事業	7,414
8 教育費	5 社会教育費	馬見南3丁目集会所兼旧エコセンター改修事業	38,004
		中区地域防災拠点整備事業	25,131

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託	令和8年度～ 令和9年度	13,200
広陵東小学校附属幼稚園改修事業	令和8年度	51,920
学校空調新設改修事業	令和8年度～ 令和9年度	600,000

2 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
箸尾準工業地区道路整備事業	令和8年度	100,000	令和8年度～ 令和9年度	500,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道整備事業	390,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	570,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
中区地域防災拠点整備事業債	16,500	同上	同上	同上	41,600	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
14	国庫支出金	3,272,717
15	県支出金	1,540,420
18	繰入金	640,467
20	町債	780,900
	歳入合計	17,142,861

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
261,356	3,534,073	
13,877	1,554,297	
61,934	702,401	
205,100	986,000	
542,267	17,685,128	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	3,405,108	3,289
3 民生費	6,460,839	122,328
4 衛生費	1,497,343	8,481
6 土木費	1,573,805	400,000
8 教育費	1,969,742	25,131
歳出合計	17,142,861	542,267

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,408,397				3,289	
6,583,167	55,233			67,095	
1,488,862				8,481	
1,973,805	220,000	180,000			
1,994,873		25,100		31	
17,685,128	275,233	205,100		61,934	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	3,272,717	261,356	3,534,073
	2 国庫補助金	1,806,913	261,356	2,068,269
	2 民生費国庫補助金	847,517	41,356	888,873
	4 土木費国庫補助金	534,850	220,000	754,850

15	県支出金	1,540,420	13,877	1,554,297
	2 県補助金	848,267	13,877	862,144
	2 民生費県補助金	486,507	13,877	500,384

18	繰入金	640,467	61,934	702,401
	1 基金繰入金	633,675	61,934	695,609
	1 財政調整基金繰入金	279,203	61,934	341,137

20	町債	780,900	205,100	986,000
	1 町債	780,900	205,100	986,000
	4 土木債	590,400	180,000	770,400
	6 教育債	65,900	25,100	91,000

14 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	357	介護保険事業費補助金	357
2 児童福祉費補助金	40,999	子ども・子育て支援交付金	1,729
		子どものための教育・保育給付費交付金	24,297
		就学前教育・保育施設整備交付金	14,973
2 道路橋りょう費交付金	220,000	箸尾準工業地区道路整備事業補助金	220,000

2 児童福祉費補助金	13,877	子ども・子育て支援交付金 施設型給付費等交付金	1,729 12,148

1 財政調整基金繰入金	61,934	財政調整基金繰入金	61,934

1 道路橋りょう債	180,000	町道整備事業債	180,000
1 社会教育債	25,100	中区地域防災拠点整備事業債	25,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2	総務費	3,405,108	3,289	3,408,397				3,289	
	3	戸籍住民基本台帳費	134,924	3,289	138,213				3,289
	1	戸籍住民基本台帳費	134,924	3,289	138,213				3,289

3	民生費	6,460,839	122,328	6,583,167	55,233			67,095
	1	社会福祉費	3,227,622	715	3,228,337	357		358
	7	介護保険費	475,926	715	476,641	357		358
	2	児童福祉費	3,233,217	121,613	3,354,830	54,876		66,737
	1	児童福祉総務費	232,446	0	232,446	2,086		2,086
	2	児童措置費	1,602,926	62,454	1,665,380	37,127		25,327
	4	こども園費	258,055	7,559	265,614			7,559
	5	認定こども園新設事業費	394,515	50,563	445,078	14,973		35,590
	6	子ども育成費	257,653	1,037	258,690	690		347

4	衛生費	1,497,343	8,481	1,488,862				8,481
	1	保健衛生費	594,891	8,481	586,410			8,481
	4	環境保全費	20,571	8,481	12,090			8,481

6	土木費	1,573,805	400,000	1,973,805	220,000	180,000		
---	-----	-----------	---------	-----------	---------	---------	--	--

2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費
(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
12 委託料	3,289			一般経費 ・ 戸籍システム法改正対応委託料	3,289 3,289

12 委託料	715			介護保険費 ・ 介護保険システム改修委託料	715 715
				財源補正	
12 委託料	48,594			児童措置費 ・ 私立保育園運営委託料	62,454 48,594
18 負担金、補助 及び交付金	9,412			・ 私立保育園運営費補助金 ・ 保育所・こども園運営事業費補助金 ・ 国庫補助金返還金	1,024 8,388 3,911
22 償還金、利子 及び割引料	4,448			・ 県補助金返還金	537
12 委託料	7,559			一般経費(こども課) ・ 保育士・教諭派遣委託料	7,559 7,559
18 負担金、補助 及び交付金	50,563			認定こども園新設事業 ・ 東校区認定こども園施設整備補助金	50,563 50,563
18 負担金、補助 及び交付金	1,037			なかよし広場関係費 ・ 私立保育園等運営費補助金	1,037 1,037

12 委託料	8,481			一般経費 ・ 空き家実態調査業務委託料	8,481 8,481

--	--	--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	2	道路橋りよ う費	915,550	400,000	1,315,550	220,000	180,000		
		2 道路橋りよ う新設改良 費	632,150	400,000	1,032,150	220,000	180,000		

8		教育費	1,969,742	25,131	1,994,873		25,100		31
	5	社会教育費	394,620	25,131	419,751		25,100		31
		3 公民館費	142,068	25,131	167,199		25,100		31

6 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう新設改良費
 (単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	400,000	箸尾準工業地区道路整備事業 400,000 ・町道整備工事 400,000

14 工事請負費	25,131	地区公民館費 25,131 ・中区新公民館用地造成工事 25,131
----------	--------	---------------------------------------

議 案 第 7 8 号

令和7年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和7年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,419,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 県支出金	1 県補助金
7 繰越金	1 繰越金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,475,603	2,300	2,477,903
2,475,603	2,300	2,477,903
0	6,680	6,680
0	6,680	6,680
3,410,500	8,980	3,419,480

歳 出

款	項
4 保健事業費	1 特定健康診査等事業費
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
6 基金積立金	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
39,624	0	39,624
35,391	0	35,391
5,000	571	5,571
5,000	571	5,571
20,820	8,409	29,229
20,820	8,409	29,229
3,410,500	8,980	3,419,480

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
2 県支出金	2,475,603
7 繰越金	0
歳入合計	3,410,500

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,300	2,477,903	
6,680	6,680	
8,980	3,419,480	

歳出

款	補正前の額	補正額
4 保健事業費	39,624	0
5 諸支出金	5,000	571
6 基金積立金	20,820	8,409
歳出合計	3,410,500	8,980

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
39,624	1,490			1,490	
5,571				571	
29,229				8,409	
3,419,480	1,490			7,490	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
2		県	支出金	2,475,603	2,300	2,477,903
	1	県	補助金	2,475,603	2,300	2,477,903
		1	保険給付費等	交付金	2,475,603	2,300

7		繰	越金	0	6,680	6,680
	1	繰	越金	0	6,680	6,680
		1	繰	越金	0	6,680

2 県支出金 1 県補助金 1 保険給付費等交付金
 (単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 保険給付費等交付金(特別交付金)	2,300	県繰入金(2号分)	2,300

1 繰越金	6,680	前年度歳計剰余金	6,680

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		保健事業費	39,624	0	39,624	1,490			1,490
	1	特定健康診 査等事業費	35,391	0	35,391	1,490			1,490
		1 特定健康診 査等事業費	35,391	0	35,391	1,490			1,490

5		諸支出金	5,000	571	5,571				571
	1	償還金及び 還付加算金	5,000	571	5,571				571
		2 償還金	0	571	571				571

6		基金積立金	20,820	8,409	29,229				8,409
	1	基金積立金	20,820	8,409	29,229				8,409
		1 財政調整基 金積立金	20,820	8,409	29,229				8,409

4 保健事業費 1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費
 (単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		財源補正

22 償還金、利子及び割引料	571	償還金 ・ 国庫補助金返還金 ・ 県補助金返還金
		571 222 349

24 積立金	8,409	財政調整基金積立金 ・ 財政調整基金積立金
		8,409 8,409

議案第79号

赤部26号線横断歩道橋上部工整備工事に係る請負
契約の変更について

令和7年2月5日議決により締結し、同年7月30日議決により契約期間を変更した赤部26号線横断歩道橋上部工整備工事に係る請負契約について、次のとおり契約金額を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

請負契約の名称	変更前	変更後
赤部26号線横断歩道橋上部工整備工事	(契約金額) 210,310,100円	(契約金額) 245,731,200円

議案第80号

町道の路線認定及び変更について

別紙町道の路線を認定し、及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

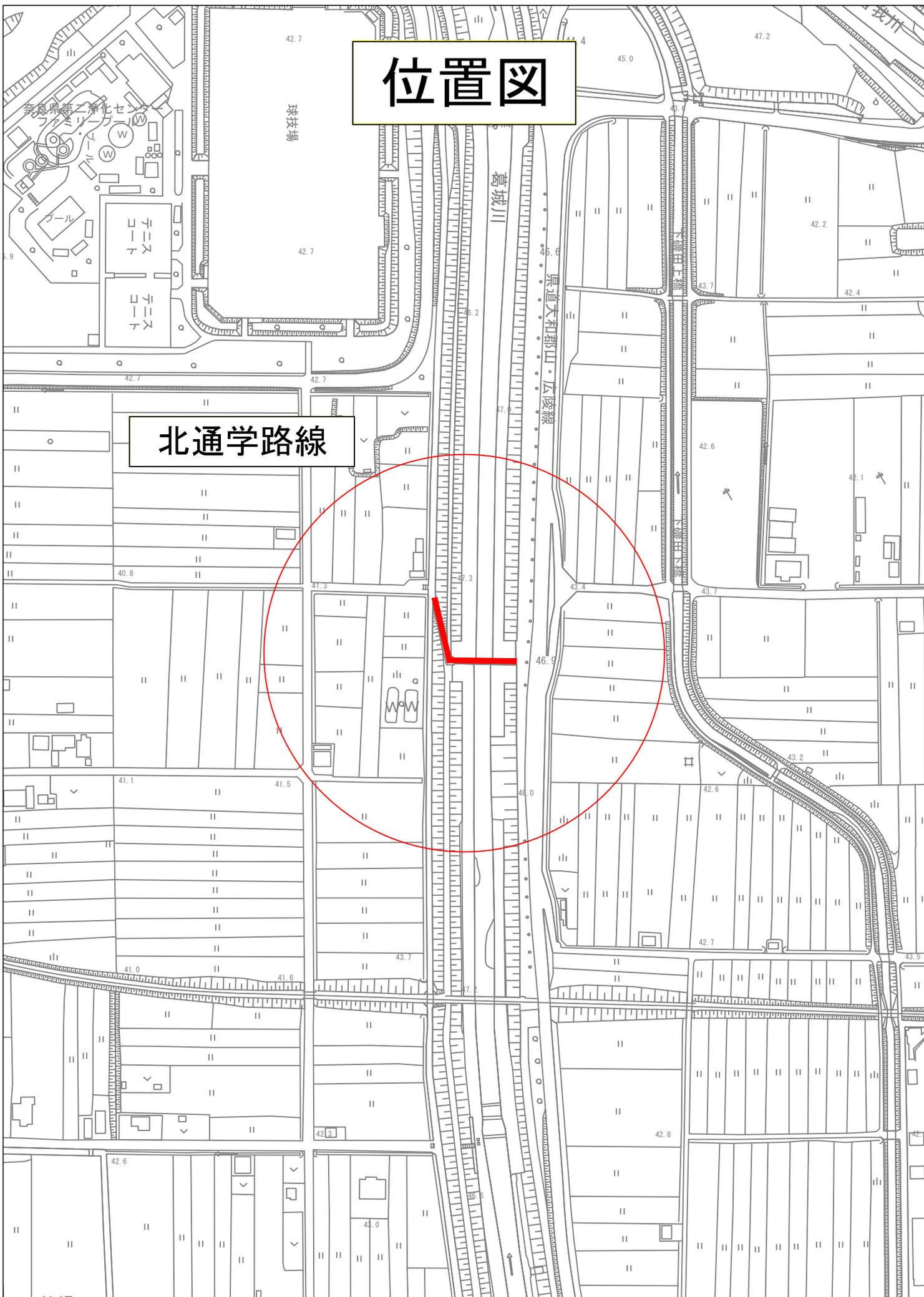
令和7年12月8日提出

広陵町長 吉村裕之

認 定 路 線

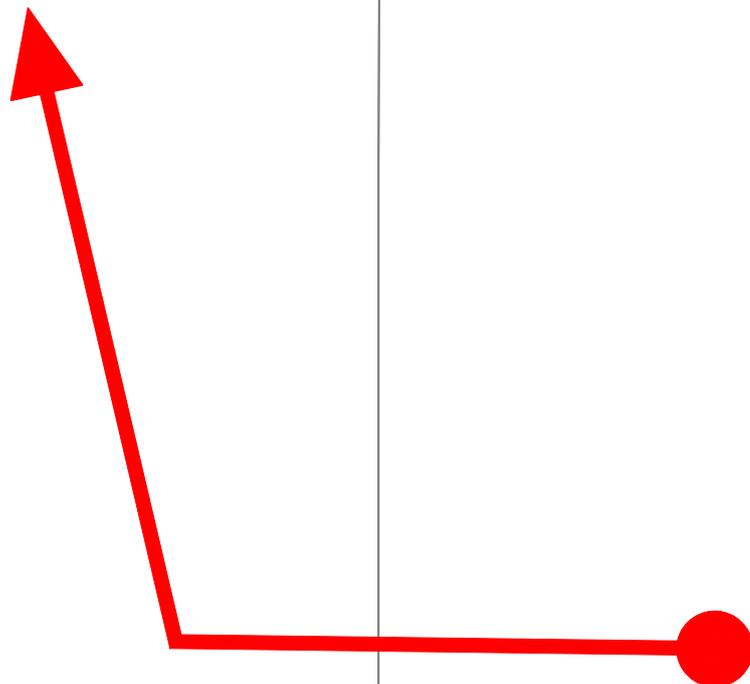
路 線 番 号	路線名	起 点 番 先 从 終 点 番 先 至	延 長 (m)	幅 員 (m)
0417	北通学路線	大場4番4 萱野60番1	87.50	最大 4.00 最小 2.00
1457	平尾57号線	平尾699番5 平尾699番24	66.00	最大 13.00 最小 6.00
1542	疋相42号線	疋相27番10 疋相27番5	35.00	最大 8.50 最小 4.40
1762	赤部62号線	三吉元赤部方26番6 三吉元赤部方26番7	31.50	最大 13.00 最小 6.00
4282	南郷82号線	南郷677番1 南郷677番15	102.50	最大 7.00 最小 6.00

位置図



北通学路線

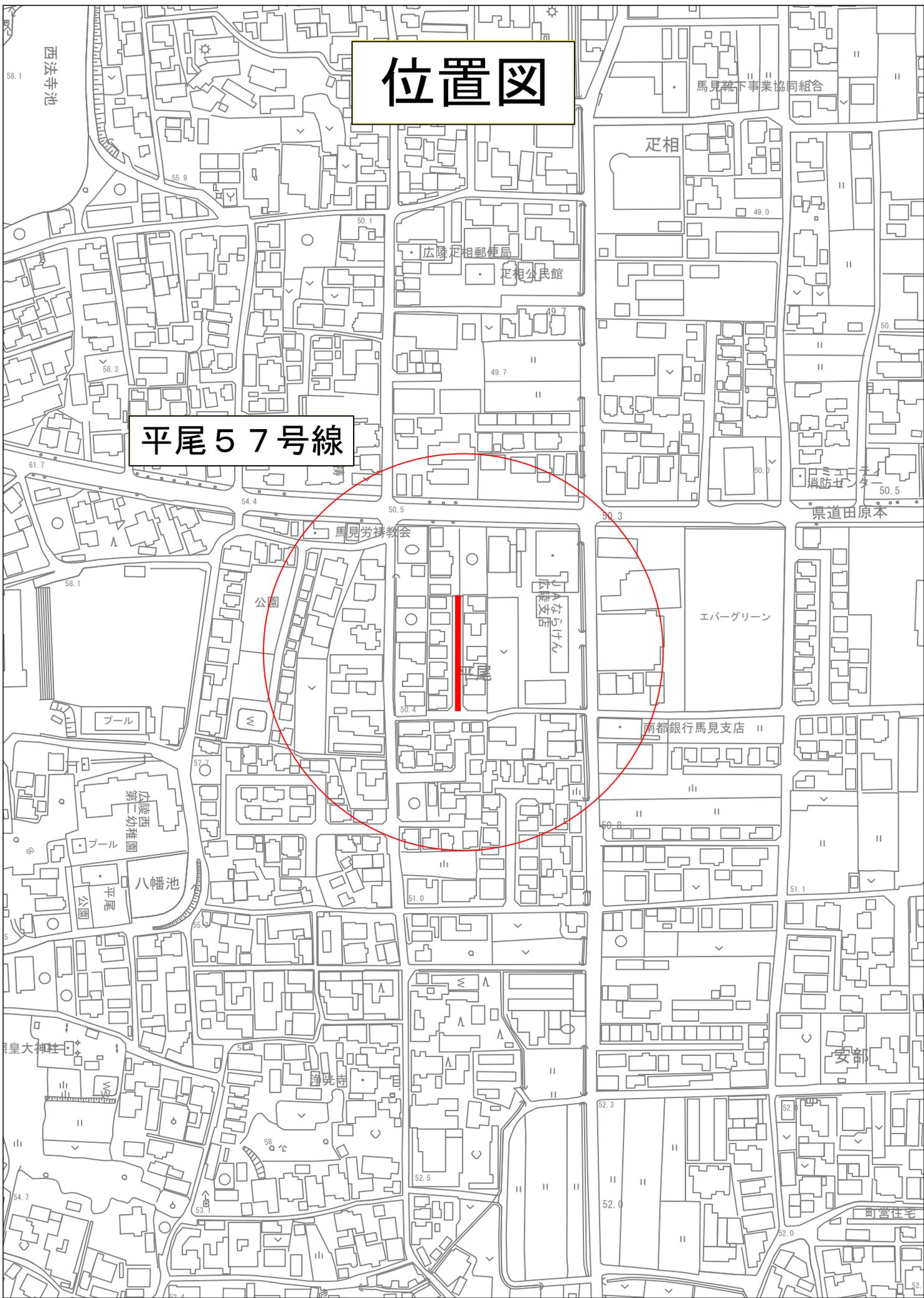
詳細図



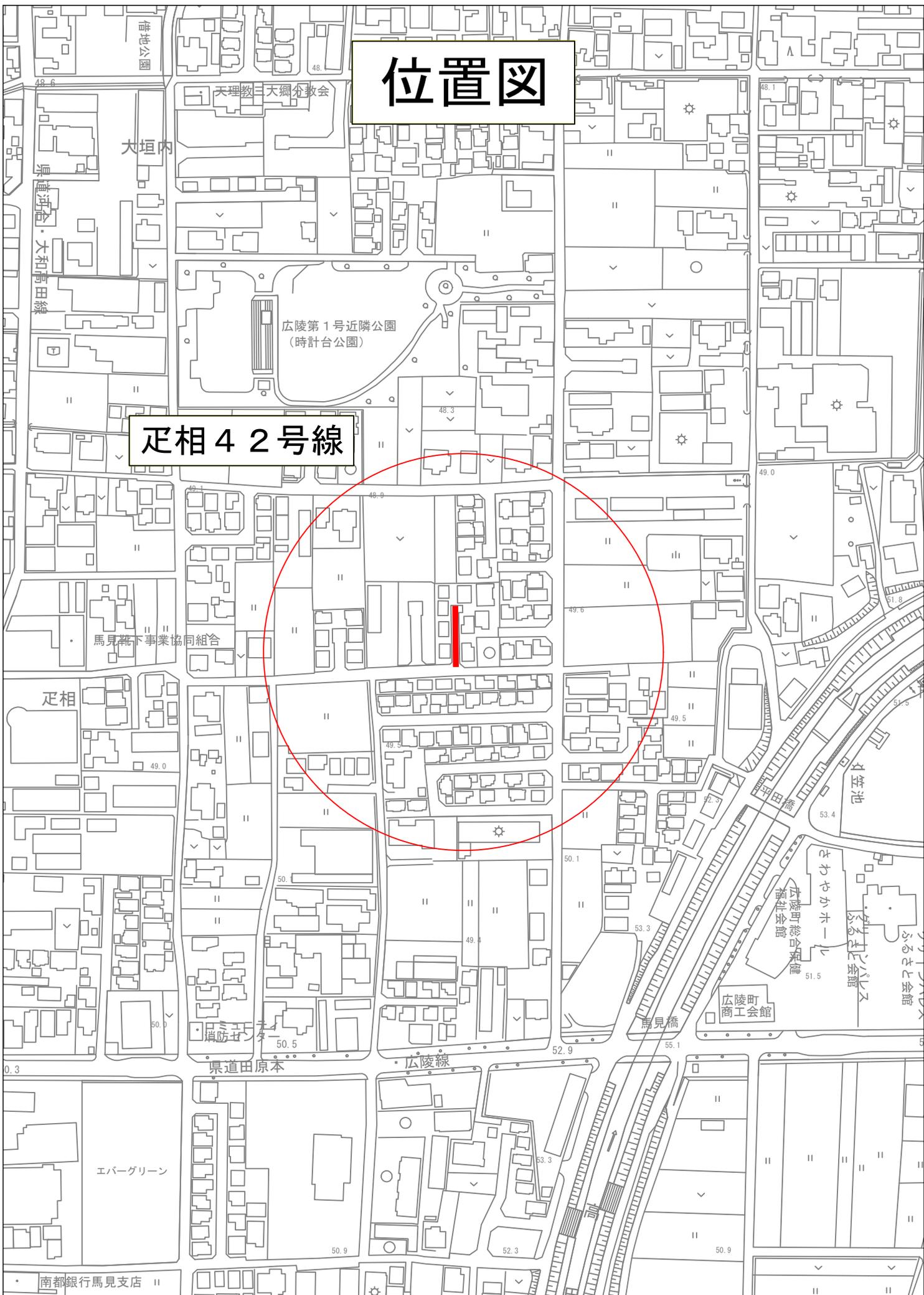
【路線名】	北通学路線
【起点】	大場4番4
【終点】	萱野60番1
【延長】	87.50m
【最大幅員】	4.00m
【最小幅員】	2.00m

位置図

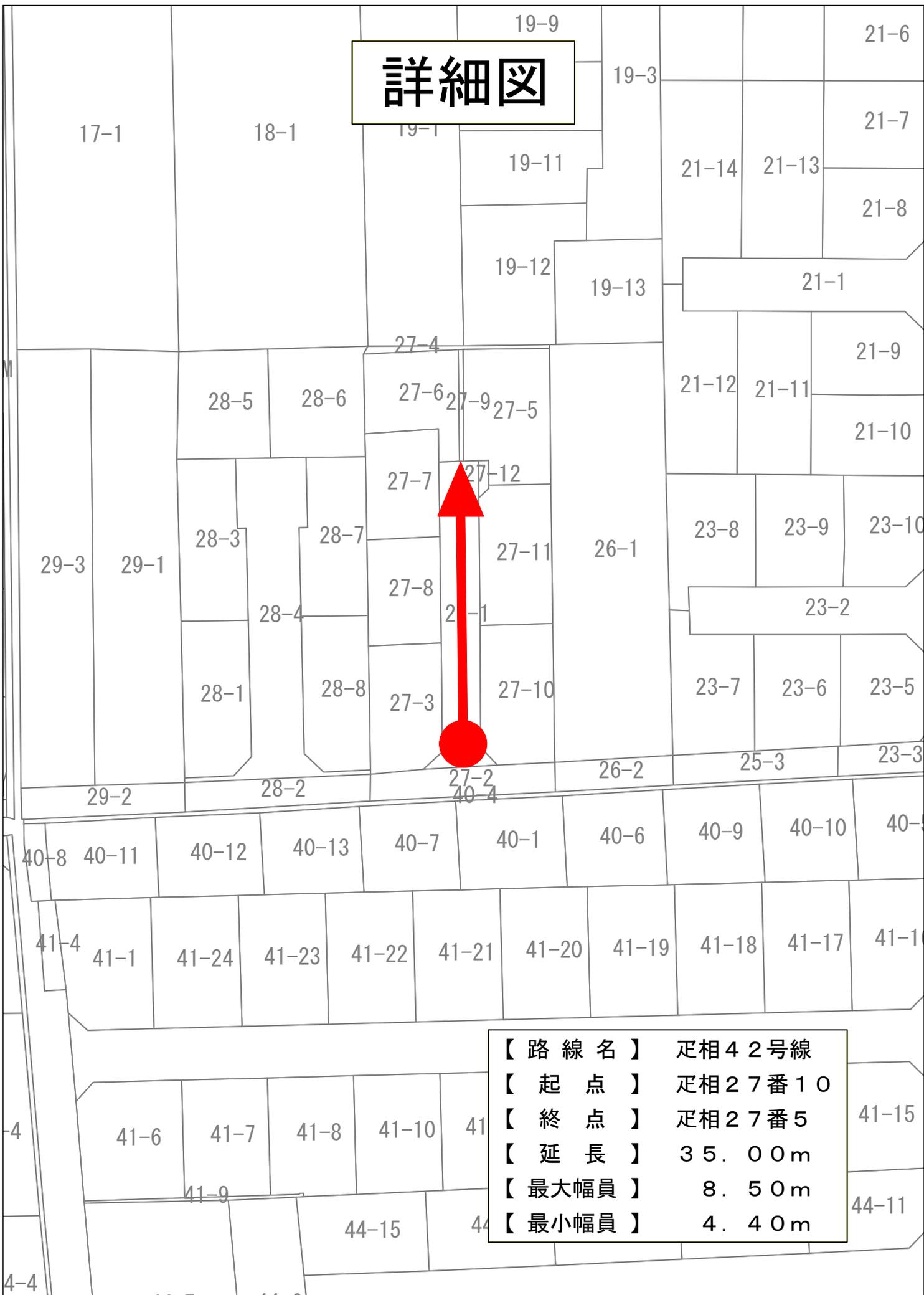
平尾57号線



位置図



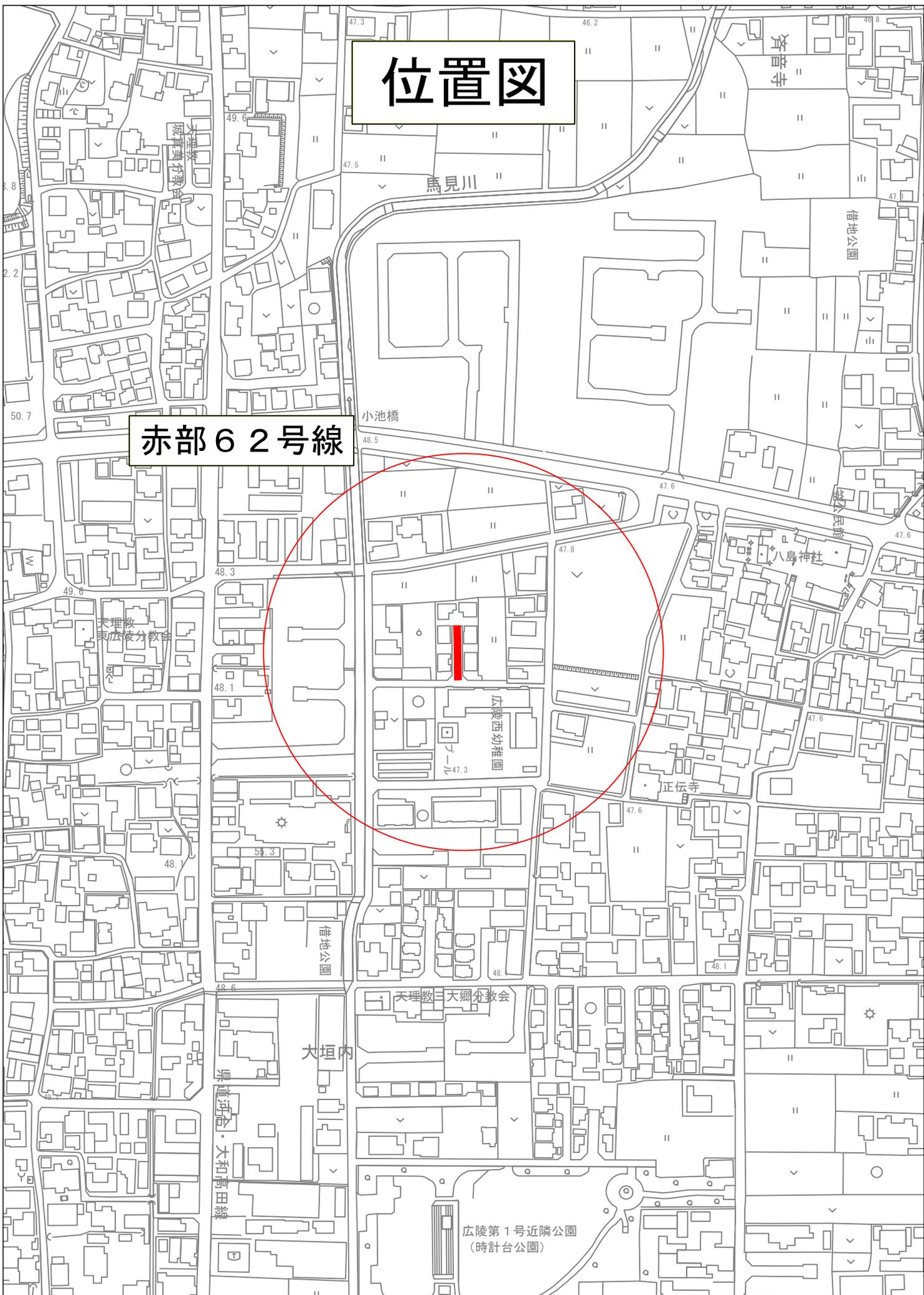
詳細図



【路線名】	疋相42号線
【起点】	疋相27番10
【終点】	疋相27番5
【延長】	35.00m
【最大幅員】	8.50m
【最小幅員】	4.40m

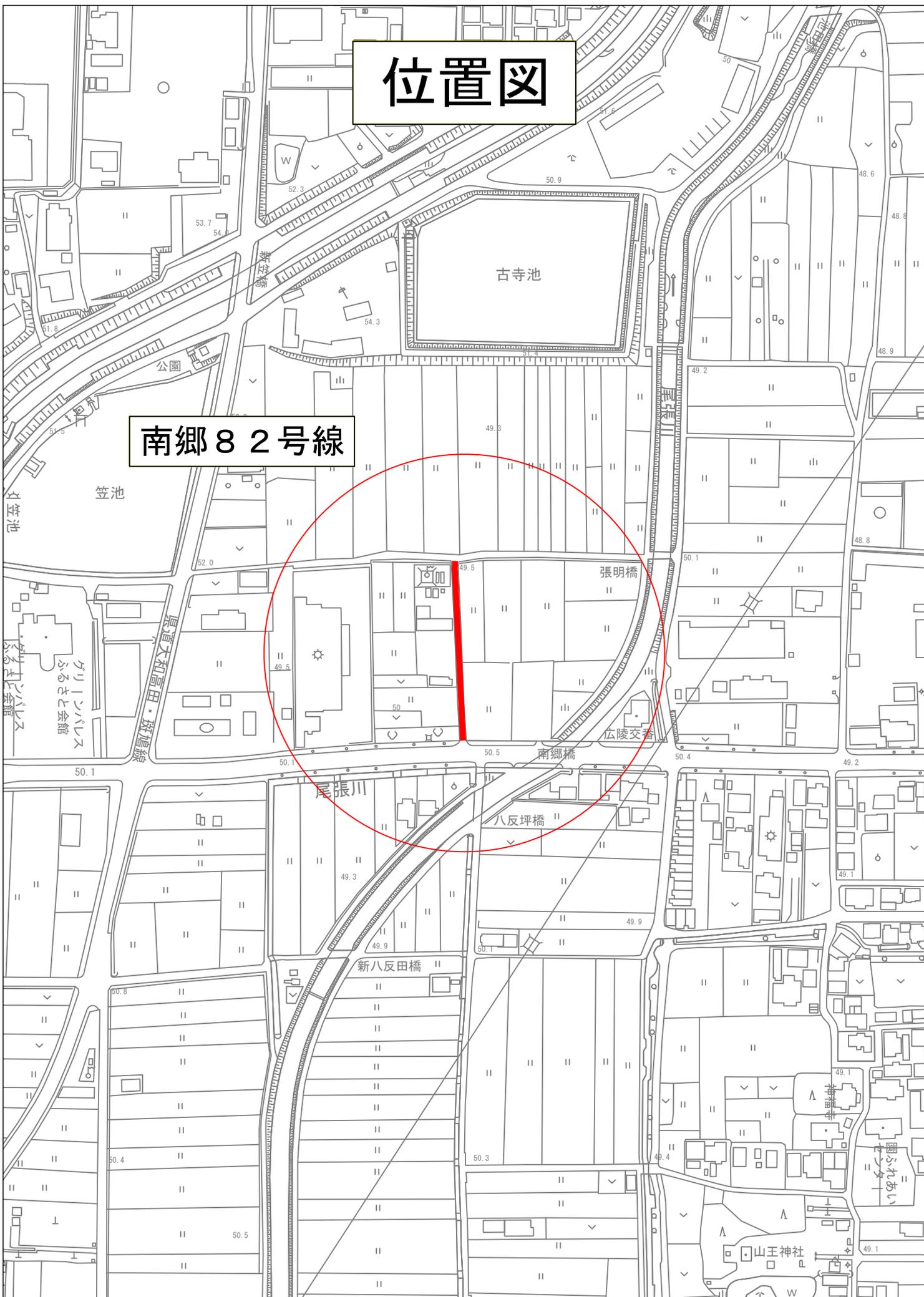
位置図

赤部62号線

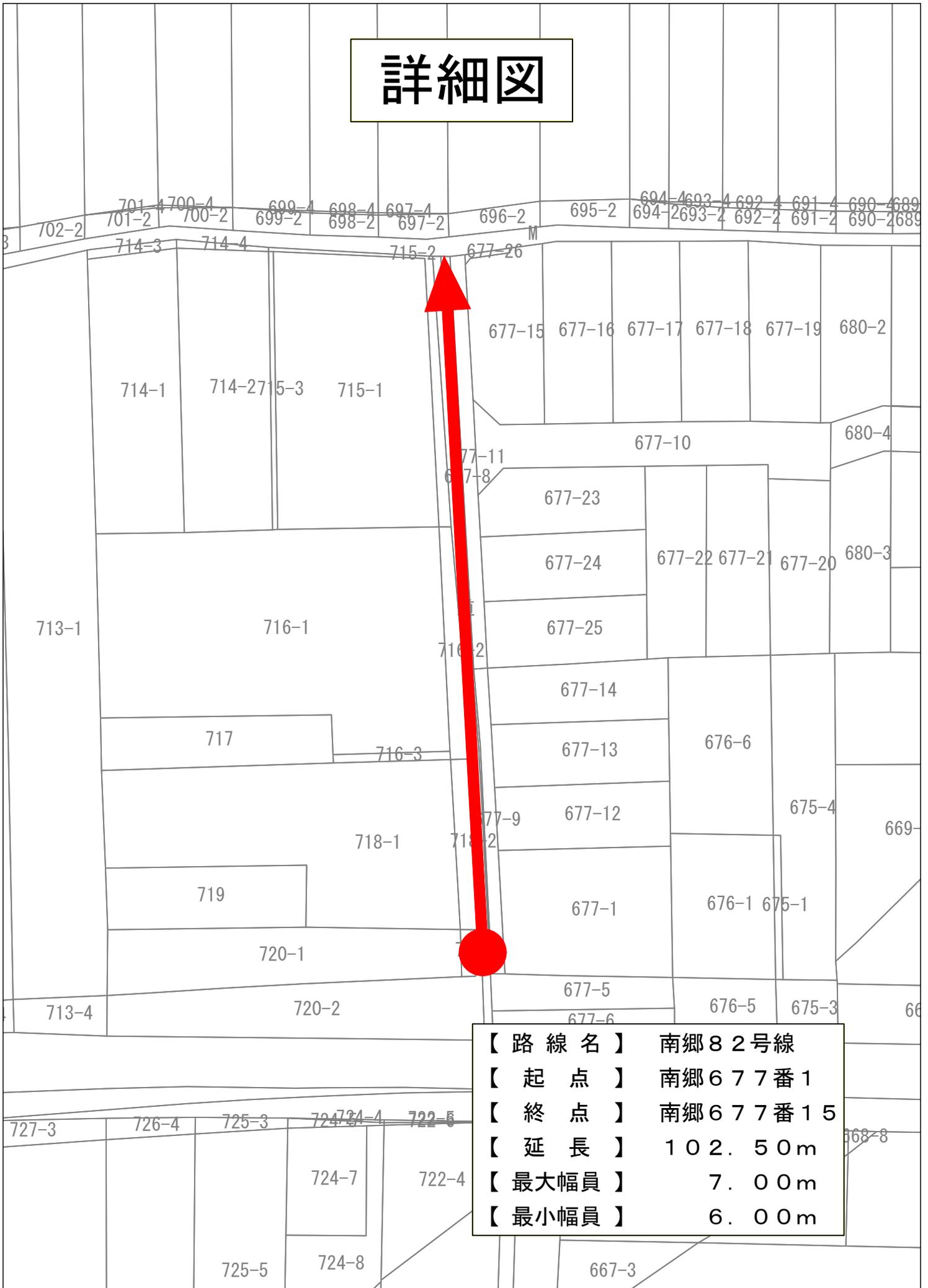


位置図

南郷 8 2 号線



詳細図



変 更 路 線

路線 番号	路線名	変更	起点	終点	延長 (m)	最大幅 (m)	最小幅 (m)
1438	平尾38号線	前	平尾252番5	安部820番2	178.63	8.00	3.70
		後	変更なし	安部823番1	233.63	変更なし	変更なし

位置図



平尾38号線

既存路線

変更区間 (延伸)

—— 既存路線
- - - - 変更区間 (延伸)

議案第81号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

広陵町長 吉村裕之

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
はしお元気村

- 2 指定管理者となる団体
広陵いきいきプロジェクト
代表者 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷 明彦

- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

